



住まいの 防犯対策を 強化しませんか



みなさんの住まいの防犯対策を一層進めていただくため、侵入窃盗による被害防止のための防犯機器の購入・設置費用の一部を助成します。

問 合

防災危機管理課防犯促進係 ☎ 3579-2153

▶ **申請期間** = 8月1日(金)~来年2月28日(土) ※ 予算上限額に達し次第、締め切る場合があります。
▶ **対象** = 申請日時点で、板橋区に住民登録があり、その住所に居住している世帯主または世帯主に準ずる方 ※ 申請は1世帯につき1回のみ ※ 賃貸人・管理者など居住者以外の方からの申請は対象外

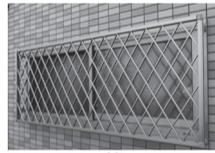


▶ **対象機器** = 4月1日以降に購入・設置した下記の機器

- 防犯カメラ
- カメラ付きインターホン
- 面格子
- センサーライト
- センサーアラーム
- 防犯フィルム
- 防犯ガラス
- 防犯性の高い錠
- 補助錠
- 防犯砂利 など



カメラ付きインターホン



面格子



防犯性の高い錠



補助錠

▶ **補助額** = 購入・設置費用の4分の3 (上限3万円) ※ 複数品目を合算した申請も可
▶ **申請方法** = 専用ホームページ・郵送または直接、防災危機管理課防犯促進係(区役所4階②窓口) ※ 詳しくは、区ホームページをご覧ください。



▲ 詳しくはこちらから

いたばし生活支援臨時給付金(不足額給付)を支給します

令和6年度に定額減税が実施され、定額減税しきれないと見込まれる方に対し、差額の給付(当初調整給付)を行いました。6年分所得税額・6年度住民税額が確定したことにより、当初調整給付額に不足が生じた方などに対して、不足額を支給します。 ※ 8月上旬から順次、対象の方に「支給のお知らせ」または「確認書」を郵送します。

▶ **対象**
令和7年1月1日現在、板橋区に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- **不足額給付1** … 当初調整給付に不足が生じた
- **不足額給付2** … 事業専従者・合計所得が48万円超の非課税者などのうち、支給要件に該当する

▶ **申請方法**

- 「支給のお知らせ」が届いた方… 申請不要
- 「確認書」が届いた方… 申請が必要

※ 支給額・支給要件など詳しくは、区ホームページをご覧ください。



▲ 詳しくはこちらから



問 合

いたばし生活支援臨時給付金コールセンター ☎ 6630-5976 (平日、9時~17時)

令和7年トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金を受け付けています

▶ **とき** = 12月12日(金)までの平日、9時~17時 ▶ **募金箱設置場所** = 庁舎案内(区役所1階)・赤塚支所・各地域センター・各区民事務所 ▶ **問** = 総務課総務係 ☎ 3579-2052